

平成19年5月25日

コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田 耕造 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成18年9月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン六地藏店2号館
京都市伏見区桃山町山ノ下23-1番地 他9筆

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示 第85号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとしてします。

3 附帯意見

当該店舗の駐車場入口は，隣接する店舗の駐車場出入口と近接しています。この2店舗は同一の設置者及び小売業者であるため，一体的な交通処理を行うことにより，歩行者等の安全確保や来店客車両の円滑な入庫に努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の第二種住居地域にあたる。

周辺の状況は、北側に店舗、東側に駐車場、南側はスポーツ施設（建設予定）、西側は新小栗栖街道を隔てて店舗や住宅等が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、荷さばき施設からの騒音や、騒音予測方法についての質問や、駐車場内の駐輪場について等の意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

（1）駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針台数を上回る台数を確保しているため、法の趣旨からは適正であり、周辺環境に与える影響は少ないと考える。

当該店舗の駐車場入口は、隣接する店舗の駐車場出入口と近接している。この2店舗は同一の設置者及び小売業者であるため、一体的な交通処理を行うことにより、歩行者等の安全確保や来店客車両の円滑な入庫に努めることが望まれる。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。しかし、駐輪場が駐車場内に設置されていることから、自転車と歩行者が来店車両と交錯しないように安全確保に努めることが望まれる。

（3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画についても通学時間帯を避ける等、適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

（4）騒音について

計画地及びその周辺は第二種住居地域であり、騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていたことから周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（5）廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測によれば、計画の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の生活環境への影響は少ないと判断される。

(6) 防災，防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については，関係機関から要請があった場合，協力する旨の意思表示がなされている。

また，必要に応じて所轄警察とも連携を図り，防犯及び非行防止に努める旨を表明している。

そのほか，屋外照明等は点灯時間帯を調整するなど，周辺環境に影響が生じないよう配慮する旨を表明している。

これらのことから，周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。